

事 務 連 絡
平成23年 4月22日

(社)岡山県医師会 御中
(社)岡山県病院協会 御中

岡山県保健福祉部健康推進課

麻しん患者の増加について

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり連絡がありましたので、ご了知のうえ、平成23年1月24日付け健第1175号保健福祉部長通知「麻しんの検査診断について」に基づき、医療機関において麻しんと診断した場合には、感染症法に基づく発生届と併せて、患者の検体についても提出いただきますよう、貴会員に対して周知願います。

また、本連絡は、次のホームページに掲載しておりますので、念のため申し添えます。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ
<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

岡山県保健福祉部健康推進課
担当：羽原（はばら）
TEL:086-226-7331
FAX:086-225-7283



事務連絡
平成 23 年 4 月 22 日

各
〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕
衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

麻しん患者の増加について

日頃より感染症対策へのご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条第 1 項の規定による麻しん患者の届出数について、東京都（特に 23 区の南西部）及び神奈川県において、本年第 15 週（4 月 11 日から 17 日）から増加がみられています。

今後、これらの地域を中心に、麻しん患者が増加する可能性が懸念されることから、麻しんの流行を防ぐため、下記の対策をはじめとして、麻しんに対する一層の対策をお願いいたします。

記

1. 予防接種法に基づく麻しんワクチンの接種対象者に対して、積極的勧奨を実施するとともに、適切に周知を行う等により、高いワクチン接種率を確保すること。
2. 麻しん患者が発生した場合には、「麻しんの検査診断について（健感発 1111 第 2 号平成 22 年 11 月 11 日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）」により、麻しん患者の発症早期の検体を可能な限り確保して遺伝子検査を実施し、麻しんの正確な診断に努めるほか、必要な疫学調査を行い、適切な対策を講じること。
3. 麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年 12 月 28 日厚生労働省告示第 442 号）に基づき都道府県に設置されている麻しん対策の会議を活用し、関係機関と連携を図り、実効ある麻しん対策を進めること。



健 第 1 1 7 5 号
平成 2 3 年 1 月 2 4 日

(社)岡山県医師会長 殿
(社)岡山県病院協会会長 殿

岡山県保健福祉部長

麻しんの検査診断について

麻しん対策の推進につきましては、日頃からご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。
麻しん対策については、「麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 1 9 年 1 2 月 2 8 日厚生労働省告示第 4 4 2 号）」に基づき、平成 2 4 年までに麻しんを排除することを目標として取り組んでいるところでありますが、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、ご了知の上、医療機関において麻しんと診断した場合には、感染症法に基づく発生届と併せて、患者の検体についても提出いただきますよう、貴会員に対して周知願います。

なお、患者の検体の採取については、別添「麻しん患者の検体採取について」により採取いただきますよう、併せて周知願います。

また、本通知は、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

岡山県保健福祉部健康推進課
担当：羽原
TEL:086-226-7331
FAX:086-225-7283

麻しん患者の検体（PCR検査）採取について

岡山県

臨床診断により麻しんと診断された段階で、検体（PCR検査）採取にご協力ください。
検体は、咽頭ぬぐい液、血液（全血）、尿の3種類ありますが、いずれか1種類以上採取して下さい。

血液の麻しんIgM抗体検査については、引き続き医療機関または民間の検査機関で実施願います。

検体採取容器については、医療機関で使用しているもので差し支えありませんが、各保健所にも用意しておりますので、予め配布を希望される場合はお問い合わせください。

検体の採取方法

<咽頭ぬぐい液>

保健所から配布する咽頭ぬぐい液の専用輸送液は、冷凍で保管されているので、使用時に温湯（熱湯不可）で解凍する。

滅菌綿棒で咽頭をぬぐい、綿棒の柄をハサミ等で適当な長さにカットし、その先を専用輸送液の入った容器に入れ密栓する。

<血液（全血）>

全血をEDTA加容器又はクエン酸Na加容器に2mL以上採取する。

ヘパリン加血液では遺伝子検査は行えません。

<尿>

尿培養用容器（清潔な尿スピッツ）に、10mL以上採取する。

検体の保管

提出するまでの間は、冷蔵（4℃以下が望ましい）で保管して下さい。

検体の提出方法

所轄の保健所へ提出して下さい。

その他

発症からできるだけ早い時期の検体を採取願います。

積極的疫学調査の一貫として実施しますので、医療機関に費用はかかりません。

鑑別診断や除外診断のための検査ではありません。

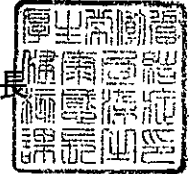
検体の採取方法等について不明な点があれば、所轄の保健所へお問い合わせください。

写

健感発 1111 第 2 号
平成 22 年 11 月 11 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



麻しんの検査診断について

日頃より、感染症対策に関し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

麻しん対策については、「麻しんに関する特定感染症予防指針(平成 19 年 12 月 28 日厚生労働省告示第 442 号)」に基づき、平成 24 年までに麻しんを排除することを目標として取り組んでおり、その一環として、平成 21 年 1 月 15 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「麻しんの検査診断体制の整備について」により、麻しん患者の検査診断の実施に関する体制整備をお願いしているところです。

さて、麻しん患者の報告の約 6 割が「IgM 抗体検査」による検査診断に基づいてありますが、麻しんの「IgM 抗体検査」は、麻しん以外の発疹性ウイルス疾患に罹患している場合にも陽性になることがあると指摘されています。このため、麻しんの確定診断には、遺伝子検査(RT-PCR 法)を含めた精度の高い検査を実施していく必要があります。

麻しん患者の報告数は、平成 20 年 11,015 件、平成 21 年 741 件、本年 396 件(第 40 週まで)と顕著に減少しており、麻しん排除に向けた取り組みを進めるためにも、麻しんの正確な診断が一層重要となっています。

このような状況を踏まえ、第 6 回麻しん対策推進会議(平成 22 年 11 月 1 日開催)において、麻しん患者と診断された患者の検体を可能な限り確保し、遺伝子検査を推進すべきとの提言がなされました。

今後は、地方衛生検査所及び保健所等が連携して、麻しん患者の、発症早期の検体(咽頭ぬぐい液、血液、尿)を可能な限り確保し、遺伝子検査を実施するとともに、別添を参考に、管内の医療機関に、感染症法に基づく麻しん患者の発生の届出と併せて、患者の検体の提出を依頼するようお願いいたします。

なお、都道府県等が行う当該遺伝子検査は、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査の一環として行うことができるものであり、感染症発生動向調査事業の国庫補助の対象となります。

麻しんの検査診断には、PCR検査が有用です。 保健所を通じて、検体をご提出ください。

臨床的に麻しんと診断された症例や、麻しんIgM抗体が陽性の症例であっても、実際には、伝染性紅斑や突発性発しんなど、麻しん以外の症例が存在します。

我が国では、麻しん排除を目指して取り組んでおり、真の麻しん症例が減ってきていることから、麻しんと診断される症例のうち、実際には麻しんではない症例の割合が増えていきます。このため、麻しんの確定診断のためには、これまでよりも、精度の高い検査診断が必要になっています。

地方衛生研究所や国立感染症研究所では、麻しんの検査診断のためのPCR検査を実施しています。発症からできるだけ早い時期の検体を採取し、保健所を通じてご提出ください。あわせて、感染症法に基づく届出を行ってください。

検体の採取・提出方法は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

- 検体（咽頭ぬぐい液、血液、尿）は、4℃で保存して、速やかに提出してください。咽頭ぬぐい液の採取キットは保健所に配布されています。血液は、全血をEDTA加容器に2ml、尿は、尿培養用容器に10～20ml採取してください。
- 地方衛生研究所で行う検査は、麻しんと臨床診断した症例と麻しんIgM抗体陽性の症例の検体が対象です。鑑別診断や除外診断のための検査は行いません。

（注）麻しん症例であっても、検体の採取時期によって、PCR検査で陽性にならないことがあります。

検査の結果は、提出元医療機関にご報告するだけでなく、国内の麻しん症例数の正確な調査や、麻しんの感染経路の調査などに役立てられます。

～2012年の麻しん排除に向けて、取り組みを進めています～

我が国では、WHOとともに、2012年までの麻しん排除を目標としています。世界では、南北アメリカなど、多くの地域で、もはや麻しんの流行はみられず、麻しんの排除が宣言されています。

麻しんにかかると、肺炎や脳炎などで1000人に1人が死亡する可能性があるなど、麻しんは重大な病気です。子どもたちの命を守るためにも、麻しん排除に向けて、取り組みを進めています。

地方衛生研究所で行う検査は、麻しん排除のためにも重要です。皆さまのご協力をお願いいたします。

～麻しんを診断した際には、速やかに届出が必要です～

麻しんは感染症法の5類感染症であり、診断した全ての症例について医師による届出が必要です。麻しんを診断したら、速やかに、保健所に届け出てください。